



茨城県 こども計画

計画期間：2025年度～2029年度

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 本県の状況	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の概要	3

第2章 こども・若者を取りまく状況

1 出生数、合計特殊出生率の推移	5
2 成育環境	6
3 安心・安全	12
4 自己認識・社会認識	16
5 雇用・労働	17
6 結婚・出産	18
7 子育て	25

第3章 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を 送ることができる「こどもまんなか社会」の実現への課題と対応方針

施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	27
施策2 ライフステージを通じた取組	30
施策3 ライフステージ別の取組（こどもの誕生前から幼児期まで）	44
施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）	50
施策5 ライフステージ別の取組（青年期）	55
施策6 子育て当事者への支援に関する取組	61

【別掲】 計画に包含し、一体的に進める各計画

1 茨城県子ども・子育て支援事業支援計画	67
2 茨城県子どもを虐待から守る基本計画	82
3 茨城県社会的養育推進計画	92

資料編

・ 目標指標一覧	116
・ こども・若者に関する主な相談窓口	117

計画策定にあたって

1 本県の状況

本県の出生数は、2007 年から 17 年連続で減少を続け、2023 年に 14,898 人となり、統計開始以来、最低の数字となりました。合計特殊出生率は、2005 年に 1.32 まで低下し、その後は、穏やかな上昇傾向にありましたが、ここ数年で急激に減少しており、少子化に歯止めがかからない状況となっています。

国においては、2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスとして、2023 年 12 月にこども未来戦略を決定し、「子育てに係る経済的支援の強化」や「若者の所得向上」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を柱とする加速化プランにより「次元の異なる少子化対策」を推進するとともに、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を目指し、同じく 12 月に、こども基本法に基づく「こども大綱」を決定したところです。

本県においても、2022 年 3 月に『第 2 次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～』を策定し、時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる社会の実現へ向けた様々な施策を行ってきました。

この総合計画をベースに、こども大綱を勘案して、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもに関する施策や取組を一体的に展開するための指針となる「茨城県こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、こども政策に関する以下 7 つの計画を包含し、一体的に策定します。また、その他関連する 1 つの計画についても、本計画の中に位置付けることとします。

○本計画に包含し、一体的に策定する 7 つの計画

(1) 茨城県次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項）

少子化対策をめぐる諸課題に対応しながら、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する施策や取組を総合的に推進するための計画です。

(2) 茨城県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項）

市町村が行う子ども・子育て支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう、広域調整を勘案し、幼児教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めるための計画です。

(3) 茨城県子どもを虐待から守る基本計画（茨城県子どもを虐待から守る条例第10条第1項）
こどもの虐待防止に関する施策についての基本的な方針や目標のほか、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(4) 茨城県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項）
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進という視点から各施策を捉え、こどもの貧困問題に対して、より効果的・総合的に対応していくための計画です。

(5) 茨城県ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るための自立促進計画です。

(6) 茨城県社会的養育推進計画（こども家庭庁支援局長通知）
社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像、こどもの権利擁護、パーマネンシー保障^{※1}に向けた取組等を推進するための計画です。

(7) いばらき青少年・若者応援プラン（子ども・若者育成支援推進法第9条第1項、茨城県青少年の健全育成等に関する条例第10条）
社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者への、健やかな育成や社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を推進するための計画です。また、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する計画も兼ねます。

○その他関連する計画等

(1) 母子保健を含む成育医療等に関する計画
（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条）

第8次茨城県保健医療計画等の計画とともに、成育医療等の提供に関する施策について、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施するための計画です。

(2) こども・子育て支援事業債の活用

当該事業債を活用したこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）に関する事業計画については、必要に応じて別に定めるものとします。

3 計画の期間

この計画の期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。

※1 社会的養育を受けるこどもに対して、「永続的な家族」、すなわち「継続的な養育を行い、生涯にわたって変わらない居場所と、情緒的な結びつきを保つ家族」を実現しようとする理念。

4 計画の概要

(1) 基本目標

「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる

『こどもまんなか社会』の実現」

こども・若者の最善の利益を第一とし、年齢や発達段階に応じて関係する事柄に意見を表明する機会が確保され、その意見を尊重するとともに、社会全体が、こども・若者や子育てをめぐる問題は社会全体の問題だという意識を持ち、こども・若者や子育て当事者が社会において大事にされるよう、意識を変えていく必要があります。

(2) 計画策定にあたり重視する視点

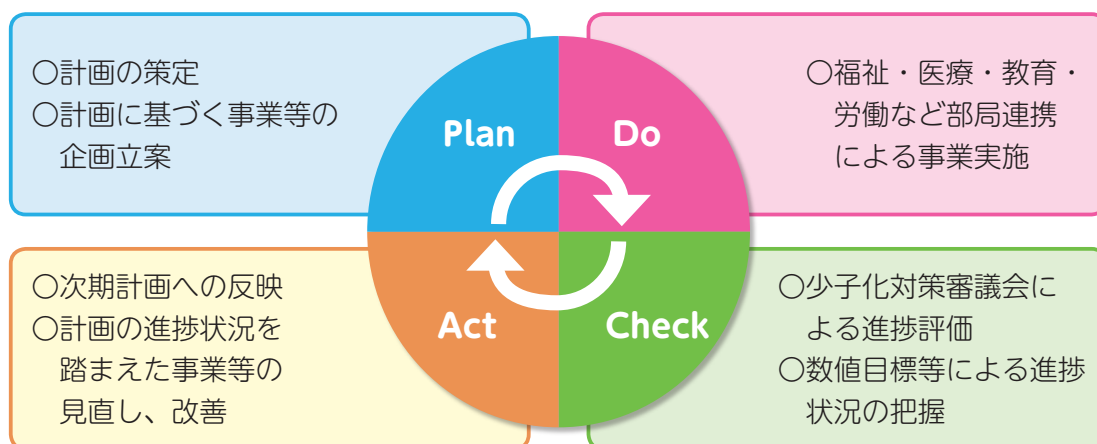
計画の策定にあたっては、こども大綱において「こども施策に関する基本的な方針」として以下の6つの視点を重視します。

- ①こども・若者の権利を保障し最善の利益を図る
- ②こども・若者や子育て当事者の意見を聴き施策に反映する
- ③こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援を図る
- ④良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消を図る
- ⑤若い世代の生活基盤の安定と結婚・子育ての希望がかなう社会づくりを進める
- ⑥施策の総合性の確保及び国や市町村、民間団体等との連携を重視する

(3) 計画の推進体制と進捗管理

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、福祉・医療・教育・労働など部局連携で推進するとともに、それぞれの施策や取組についてわかりやすい数値目標等を設定し、PDCA サイクルにより、定期的に点検・評価を行います。

また、5年後の目標値から毎年の期待値を設定のうえ、計画の進捗状況を茨城県少子化対策審議会に報告し、意見を求め、必要に応じて見直しを行うことにより、適切な計画の進捗管理を実施し、円滑な計画の推進に努めます。※目標指標一覧は巻末（P116）に掲載しています。

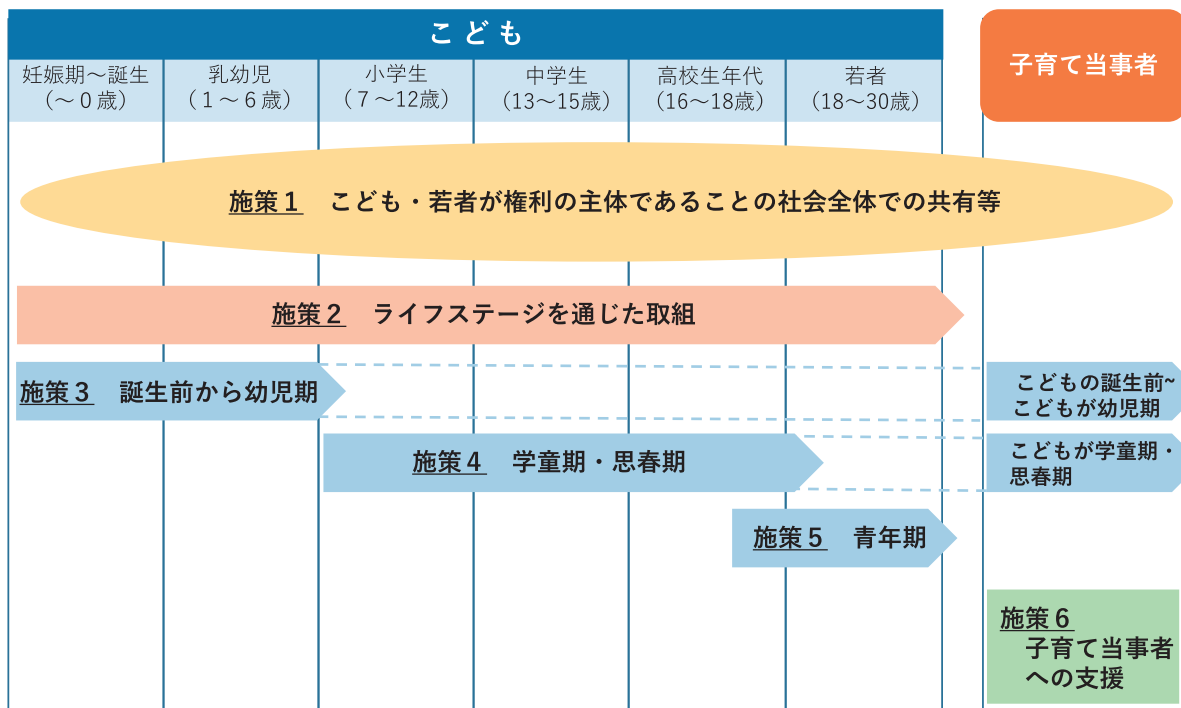


(4) 茨城県子ども計画策定に当たって

「子ども」とは、心身の発達過程にある者としており、一定年齢の上限は設けていません。
固有名詞以外は「子ども」と表記しています。

第3章の施策位置付けは以下の通りです。

茨城県子ども計画における施策の位置付け



第 2 章

こども・若者を取り巻く状況

第 2 章

こども・若者を取り巻く状況

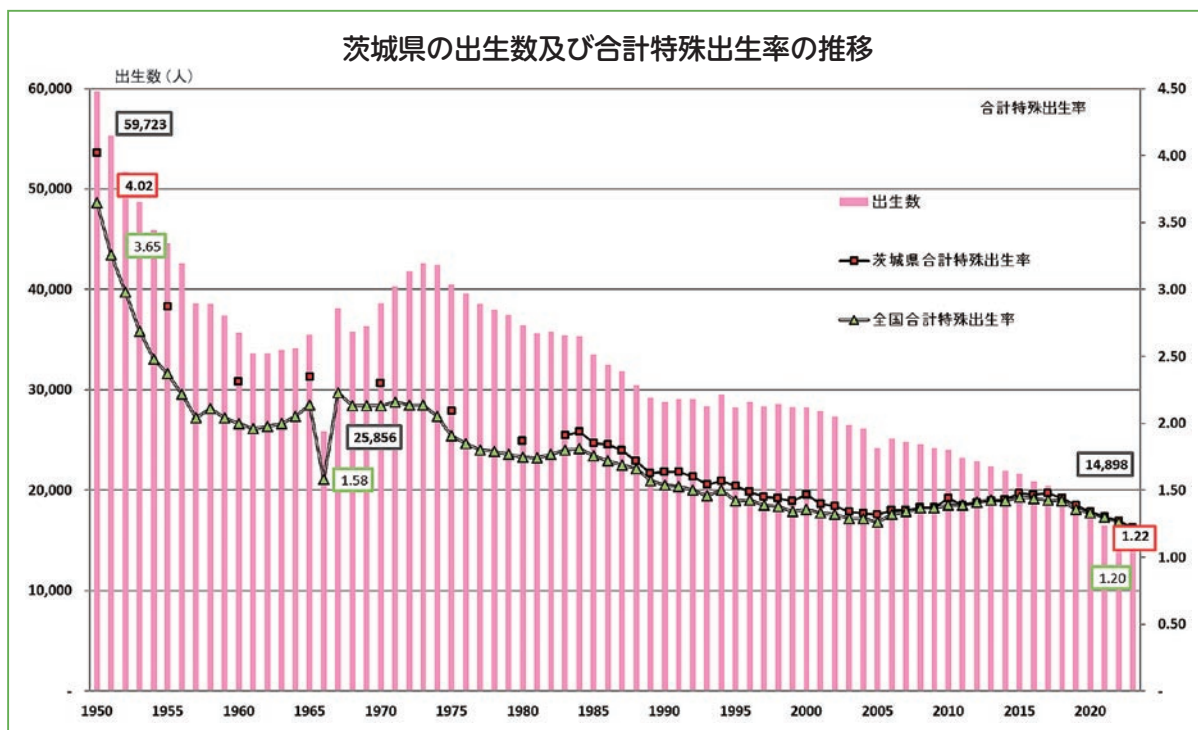
1 出生数、合計特殊出生率の推移

(1) 出生数の推移

本県における出生数は、戦後の第 1 次ベビーブームを過ぎた 1950 年頃から減少を始め、1960 年代前半に約 35,000 人程度まで減少した後、第 2 次ベビーブームの影響で 1973 年には約 42,000 人まで回復しましたが、1975 年頃から再び減少傾向となり、第 2 次ベビーブーム世代がこどもを持つ年齢に達しても増加に転じることはなく、2023 年の出生数は 14,898 人となり、統計開始以来はじめて 15,000 人を割込みました。

(2) 合計特殊出生率の推移

本県の合計特殊出生率^{※2}についても、出生数と同様に推移し、1960 年代には概ね 2.00 を超えていましたが、1975 年頃から減少傾向となり、2023 年には 1.22 と過去最低を更新しています。人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である 2.07 からは大きく乖離している状況です。



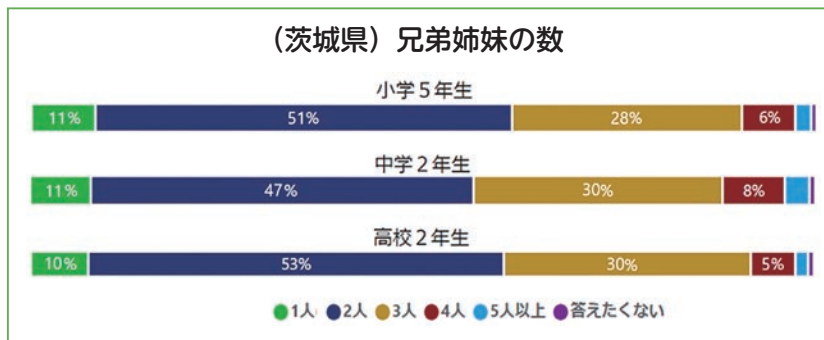
出典：厚生労働省「人口動態統計」

※ 2 15 ～ 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

2 成育環境

(1) 兄弟姉妹の数

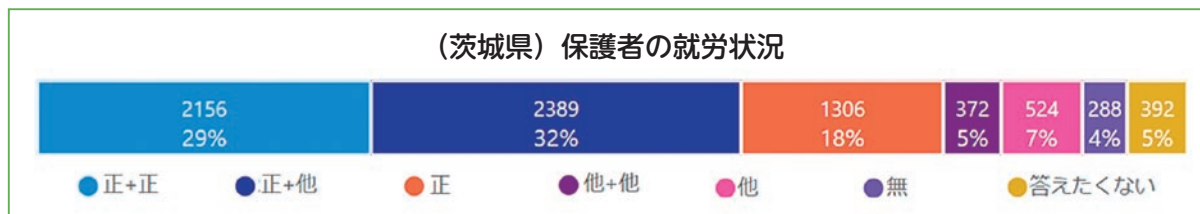
県内の学校に通う小学生から高校生までのこどもに「自分を含めた兄弟姉妹の数」を尋ねたところ、1人と答えた人は約10%、2人と答えた人は約50%、3人と答えた人は約30%でした。



出典：「茨城県こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

(2) 保護者の就労状況

県内の未就学児から高校生の保護者に就労状況を尋ねたところ、共働き世帯は66%で、うち、両親ともに正規雇用の世帯は、29%でした。

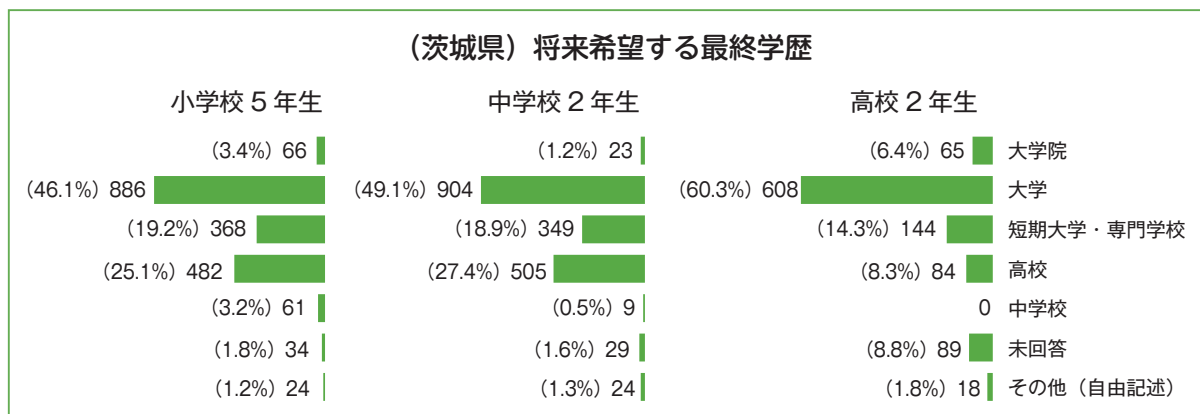


出典：「茨城県こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

- ・正+正：両方とも、正規雇用
- ・正+他：一方が正規雇用で、他方が非正規雇用 or 自営業、フリーランス or その他
- ・正：一方が正規雇用、他方は働いていない、あるいは、いない
- ・他+他：両方とも、非正規雇用 or 自営業、フリーランス or その他
- ・他：一方が非正規雇用 or 自営業、フリーランス or その他、他方は働いていない。あるいは、いない
- ・無：保護者は全て、働いていない
- ・答えたくない：一方、あるいは両方が「答えたくない」と回答している

(3) 将来希望する最終学歴

県内の学校に通う小学生から高校生までのこどもに将来希望する最終学歴を尋ねたところ、年齢が高くなるに伴い、大学・大学院への進学を希望する者の割合が増えています。



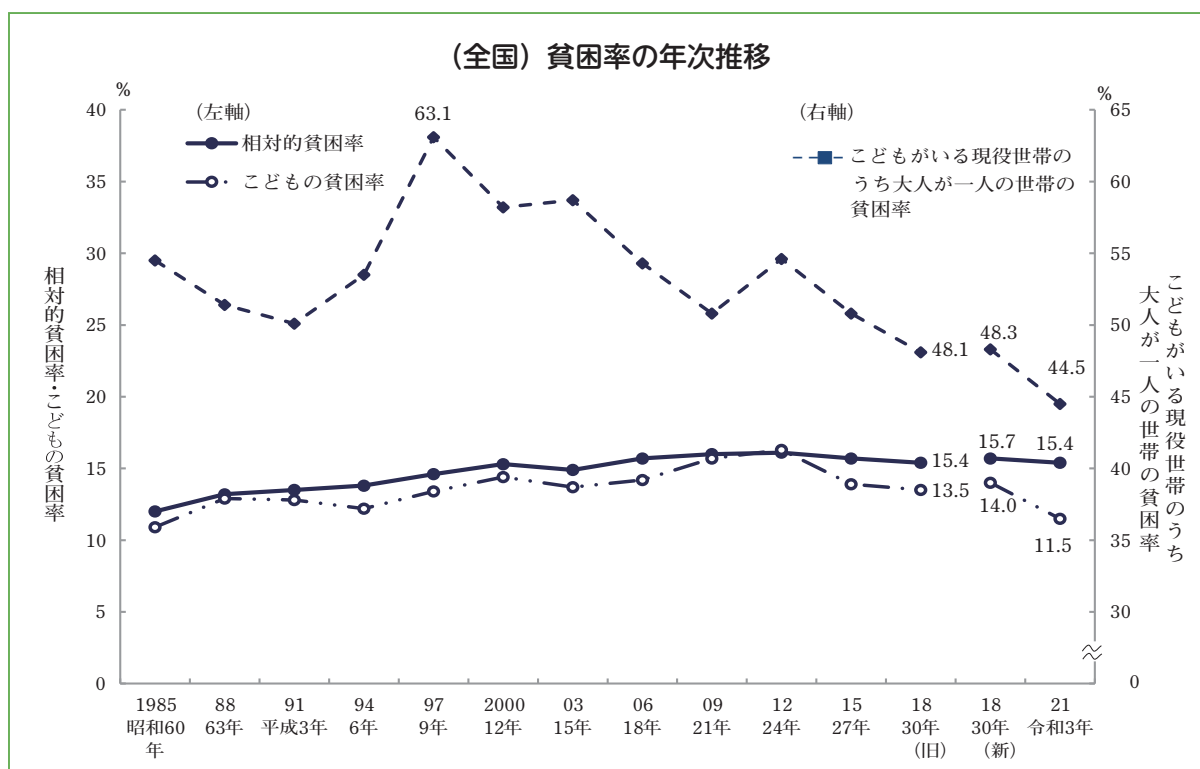
出典：「茨城県こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

(4) こどもの貧困率

貧困状態を示す指標の一つとして、相対的貧困率があります。これは、貧困線^{※3}を下回る所得^{※4}となる者の割合のことで、こどもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める「所得が貧困線に満たない子ども」の割合を言います。

1985年以降、日本のこどもの貧困率は上昇傾向にありましたが、2012年に16.3%となつて以降は改善傾向にあり、2021年には11.5%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%と、ひとり親世帯における貧困率は高い水準にあります。



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況（2022年）」

(5) こどもの進学率

こどもの進学率に関する各調査結果を見ると、中学校卒業後の進学に関しては、「生活保護世帯」、「ひとり親世帯」及び「全体」のいずれにおいても9割以上が進学を選択しているものの、高等学校等卒業後の進学率と比較すると、生活保護世帯において進学を選択する割合がより低くなっていることが分かります。また、本県の生活保護世帯においては、さらにその傾向が顕著に表れています。

※3 等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を示したもの。2021年時点の貧困線は127万円。

※4 特に注記がない場合、本章における「所得」は「等価可処分所得」を指す。

一方で、生活保護世帯における高等学校等の中途退学率は、全国よりも本県の方が低い傾向となっています。

(全国・茨城県) こどもの進学率・高等学校等中途退学率

	中学校 卒業後の進学率		高等学校等 卒業後の進学率		高等学校等 中途退学率	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
生活保護世帯 (※1)	93.6%	93.8%	29.5%	42.4%	1.6%	3.3%
ひとり親世帯 (※2)	—	94.7%	—	65.3%	—	—
全体 (※3、4)	99.1%	99.1%	73.8%	76.3%	1.8%	1.4%

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ (2022年4月1日現在)

※2 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査 (2021年度)」を参照 (2021年11月1日現在)

※3 進学率については、茨城県「茨城の学校統計 (学校基本調査) (2023年度)」を参照 (2022年3月現在)

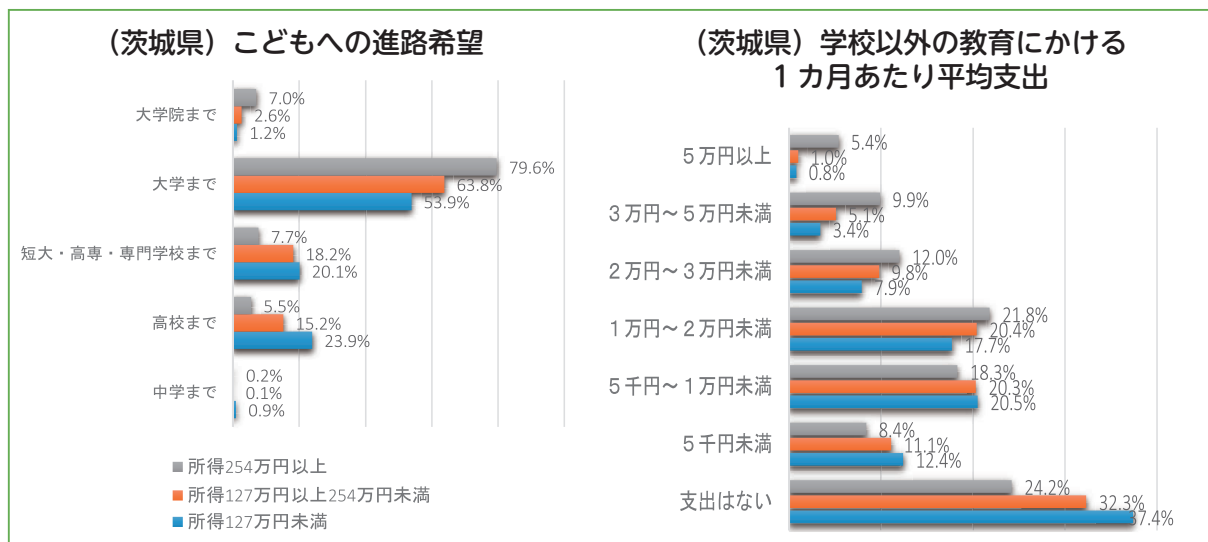
※4 中退率については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (2022年度)」を参照 (2022年4月1日現在)

(6) こどもへの進路希望

県内の未就学児から高校生までの保護者にこどもへの進路希望について尋ねたところ、所得が高い世帯ほど大学や大学院への進学を希望する方が多くなることが分かります。また、学校以外の教育にかかる支出の状況についても同様に、所得の状況と支出額にはある程度の相関関係が認められます。

※ 世帯収入と世帯人数の設問により、当該世帯の所得を算定し、世帯を以下の3つに区分しています。

- 所得が「国民生活基礎調査 (2022年)」による貧困線 (127万円) 未満となる世帯
- 所得が127万円以上で254万円未満となる世帯
- 所得が254万円以上となる世帯

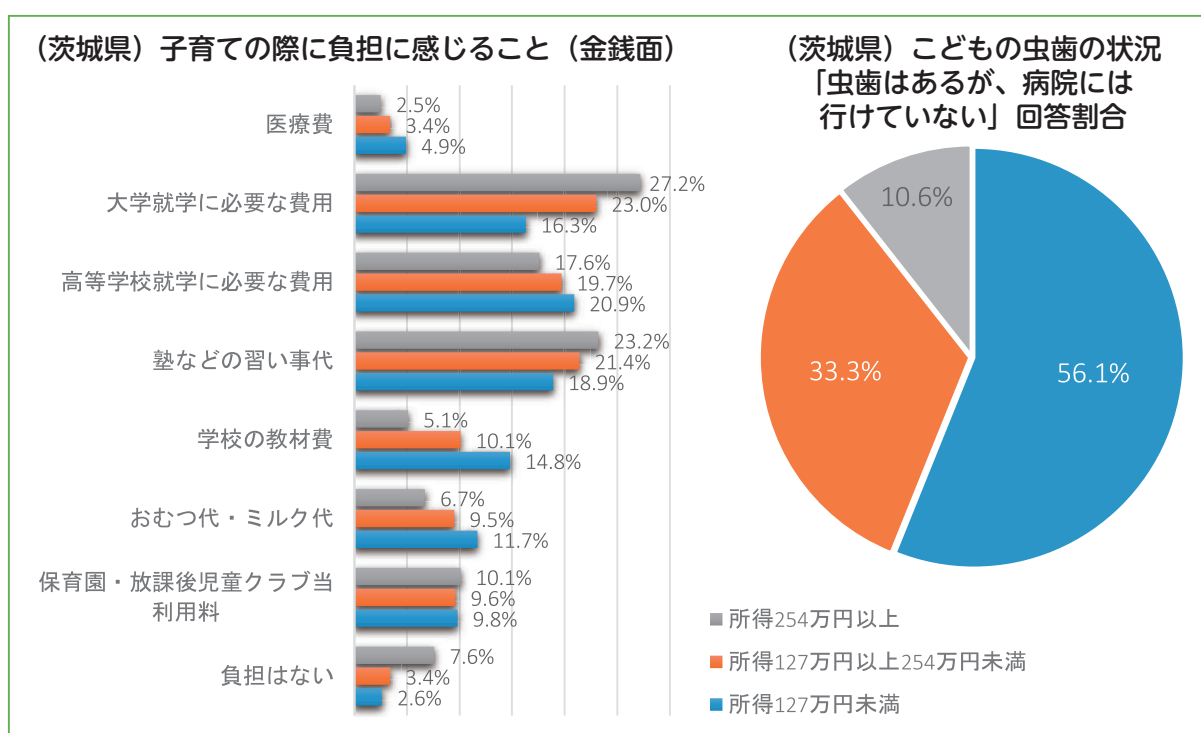


出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査 (2023年度)」

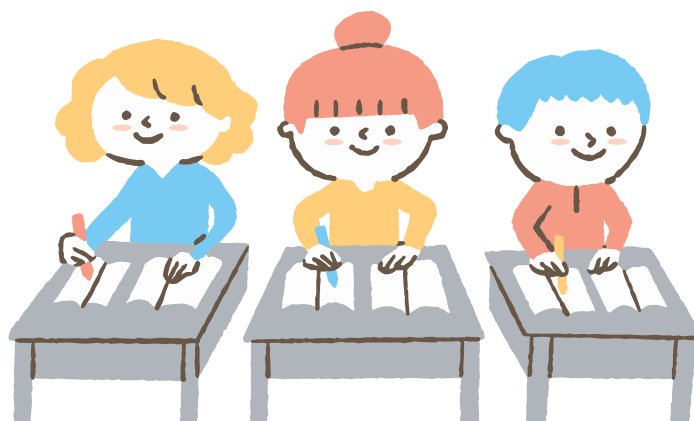
(7) 子育てに係る経済的負担

県内の未就学児から高校生までの保護者に、「子育ての際に金銭面で負担に感じること」について尋ねたところ、所得の高い区分では「大学就学に必要な費用」や「塾などの習い事代」が占める割合が高く、前述の「こどもへの進路希望」や「学校以外の教育にかける1カ月の平均支出」で得られた結果と相関関係が見られました。

一方で、所得の低い区分では、「おむつ代・ミルク代」や「学校の教材費」、「医療費」などの経費に対し、他の区分と比較してより高い割合で負担を感じていることが分かります。こどもの虫歯の状況についての質問でも「虫歯はあるが、病院には行けていない」と回答した割合が所得の低い区分において最も高くなっており、所得が低いほど、子育てにかかる経済的負担に困難を感じている傾向が見られます。



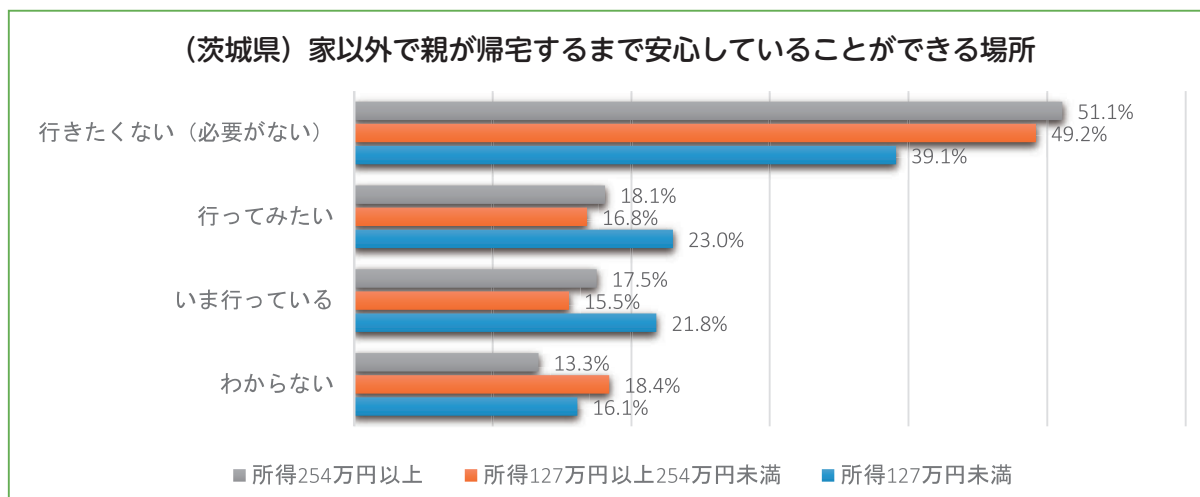
出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」



(8) こどもの居場所

県内の学校に通う小学生から高校生までのこどもに、「家以外で親が帰宅するまで安心してることができる場所」について尋ねたところ、所得の低い区分において「行ってみたい」、「いま行っている」を選択する割合が多い傾向が見られました。このことから、家庭以外で安心できる居場所が、所得の低い区分のこどもたちから必要とされていることが分かります。

一方で、「行ってみたい」、「いま行っている」を選択する割合は、所得の高い区分においても大きくなる傾向が見られることから、こどもの居場所づくりに際しては、家庭の経済状況に限らず、多様なこどもを対象とした支援が必要だと考えられます。



出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

(9) ひとり親世帯の状況

厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査では、2020年における母子世帯の母自身の平均年間収入は272万円、父子世帯の父自身の平均年間収入は518万円となっています。また、それぞれの就業状況をみると、「正規の職員・従業員」がともに最多となっているものの、父子世帯では69.9%と約7割を占めますが、母子世帯では48.8%と半数を下回っており、こうした就業状況が母子世帯の平均年収の低い要因になっていると考えられます。

一方、ひとり親世帯の親の帰宅時間をみると、午後6時以前に帰宅している親は母子世帯で36.6%であるのに対し、父子世帯では23.2%となっており、父子世帯の父の方が帰宅時間が遅い傾向にあり、こどもと接する時間が少なくなるなどの影響が懸念されます。

(全国) ひとり親世帯の親自身の平均年間収入（2020年）

	母子世帯	父子世帯
平均収入	272万円	518万円
就労収入	236万円	496万円

出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（2021年度）」

(全国) ひとり親世帯の親の就業状況

(単位: %)

	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
		正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
母子世帯	86.3	-	-	-	-	-	-	-	9.2	4.5
	100	48.8	3.6	38.8	1.0	5.0	0.5	2.4	-	-
父子世帯	88.1	-	-	-	-	-	-	-	4.8	7.1
	100	69.9	1.5	4.9	7.3	14.8	0.6	1.1	-	-

出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（2021年度）」

(全国) 現在就業している親の地位別帰宅時間の構成割合

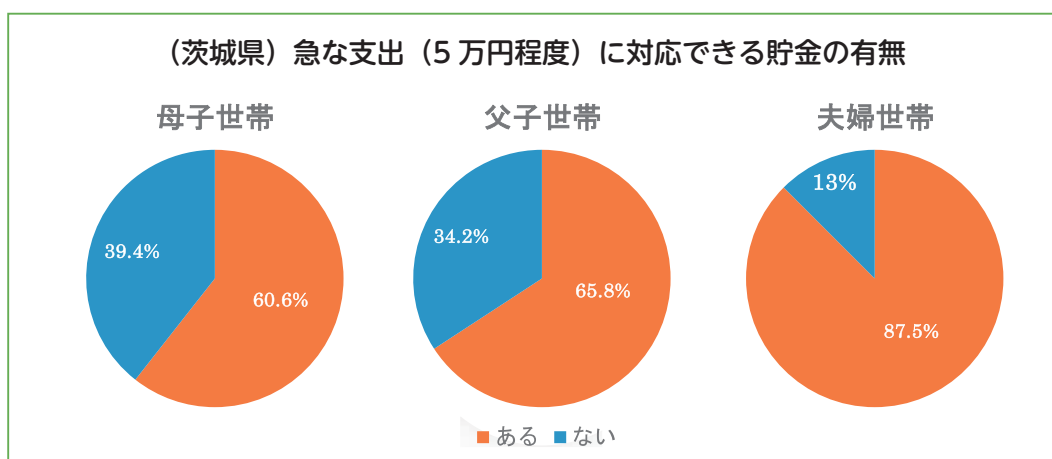
(単位: %)

	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜早朝	一定でない	不詳
母子世帯	36.6	43.8	5.9	1.5	1.9	8.7	1.6
うち正規の職員・従業員	23.7	56.2	7.0	0.9	0.2	10.6	1.4
うちパート・アルバイト等	53.2	29.5	4.4	1.7	2.6	6.9	1.7
父子世帯	23.2	45.3	13.8	3.1	2.5	11.4	0.6
うち正規の職員・従業員	21.7	47.0	14.4	2.4	2.5	11.7	0.4
うちパート・アルバイト等	31.0	22.1	14.3	6.3	9.4	16.9	0.0

出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（2021年度）」

(10) 急な支出への対応

県内の未就学児から高校生までの保護者に、5万円程度の急な支出に対応できるだけの貯金があるか尋ねたところ、「ある」と回答した割合は、夫婦世帯では87.5%であったのに対して、ひとり親世帯では母子世帯が60.6%、父子世帯が65.8%であり、ひとり親世帯の方が急な支出に対応できるだけの貯金がない割合が高くなりました。



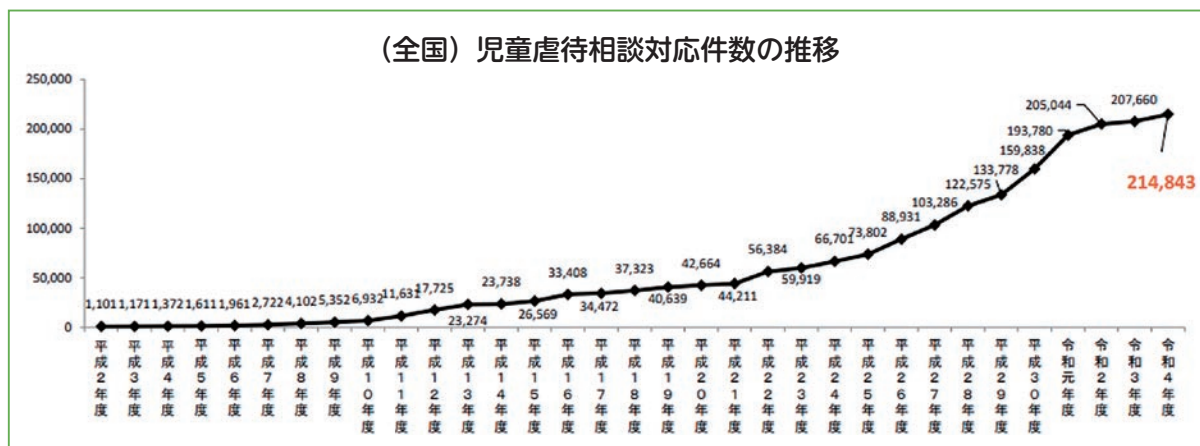
出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

3 安心・安全

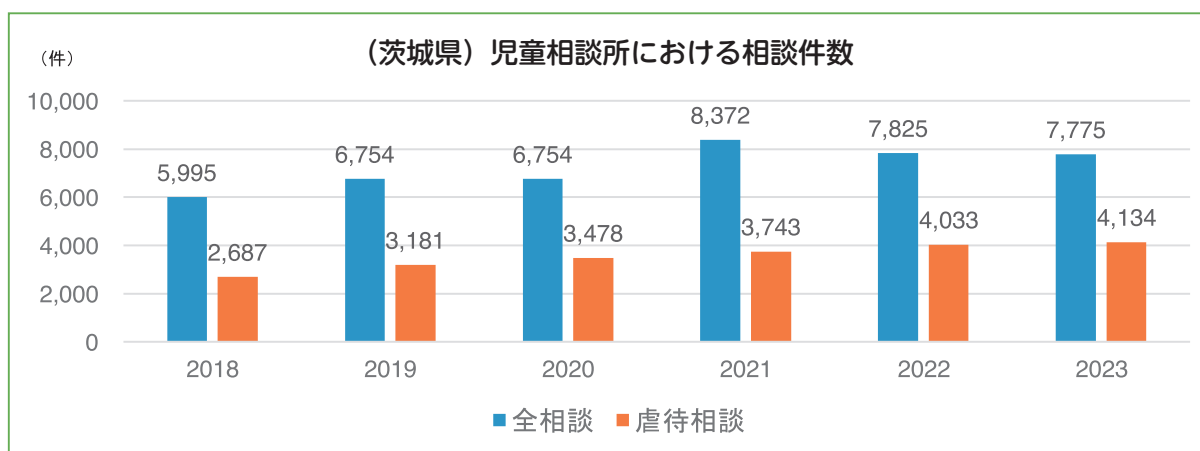
(1) 虐待

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2022 年度については、214,843 件と過去最多となりました。

本県におきましても、2023 年度は 4,134 件となり、対前年比で 2.5% 増と過去最多となっており、その増加要因としては、県警との全件情報共有の実施や、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）事案における心理的虐待の通告の増加等が考えられます。



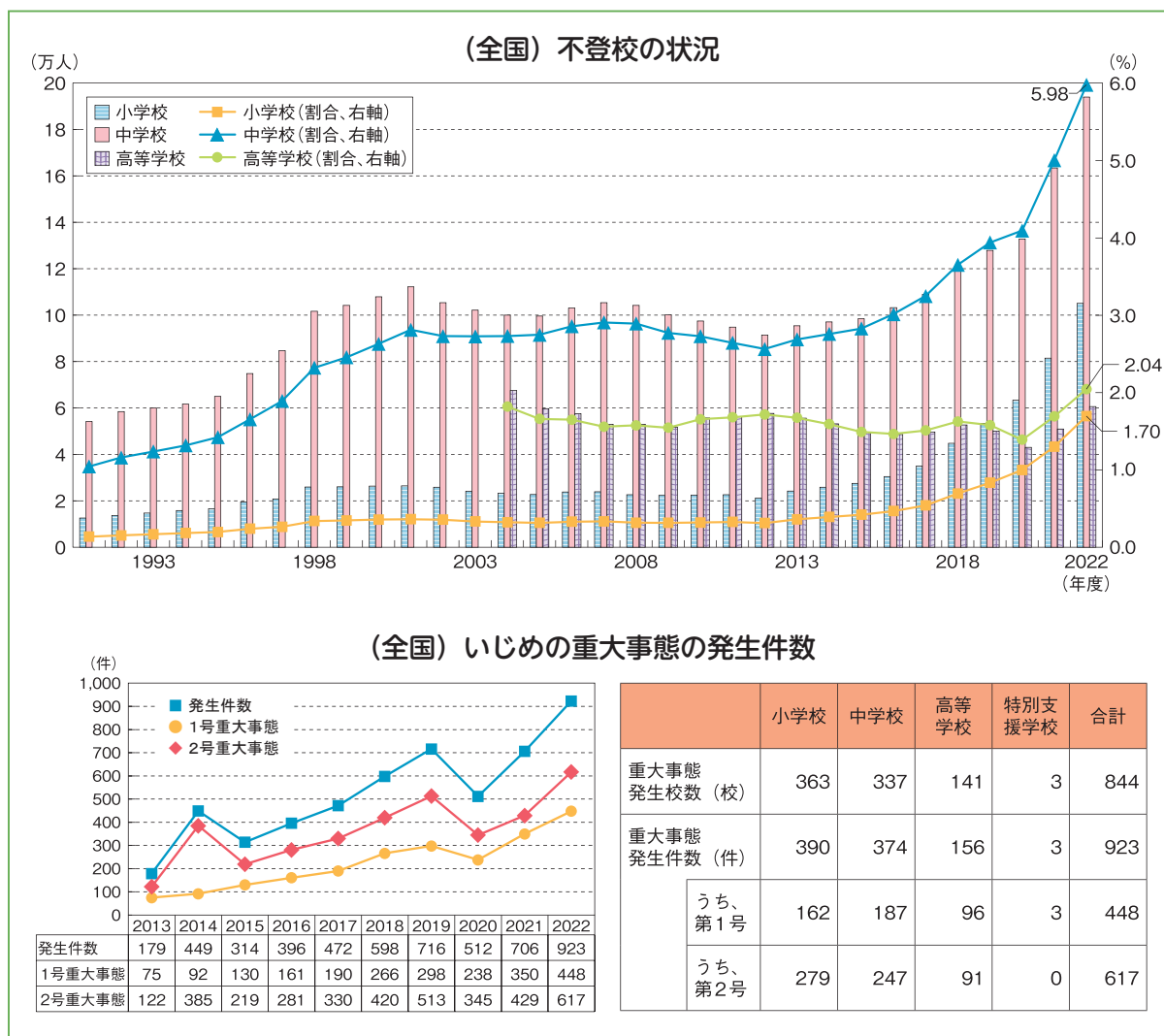
出典：こども家庭庁「令和4年度児童虐待相談対応件数」



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

(2) 不登校・いじめ

2022年度の小・中学校における不登校の児童生徒数や、いじめの重大事態の発生件数は、過去最多になっています。

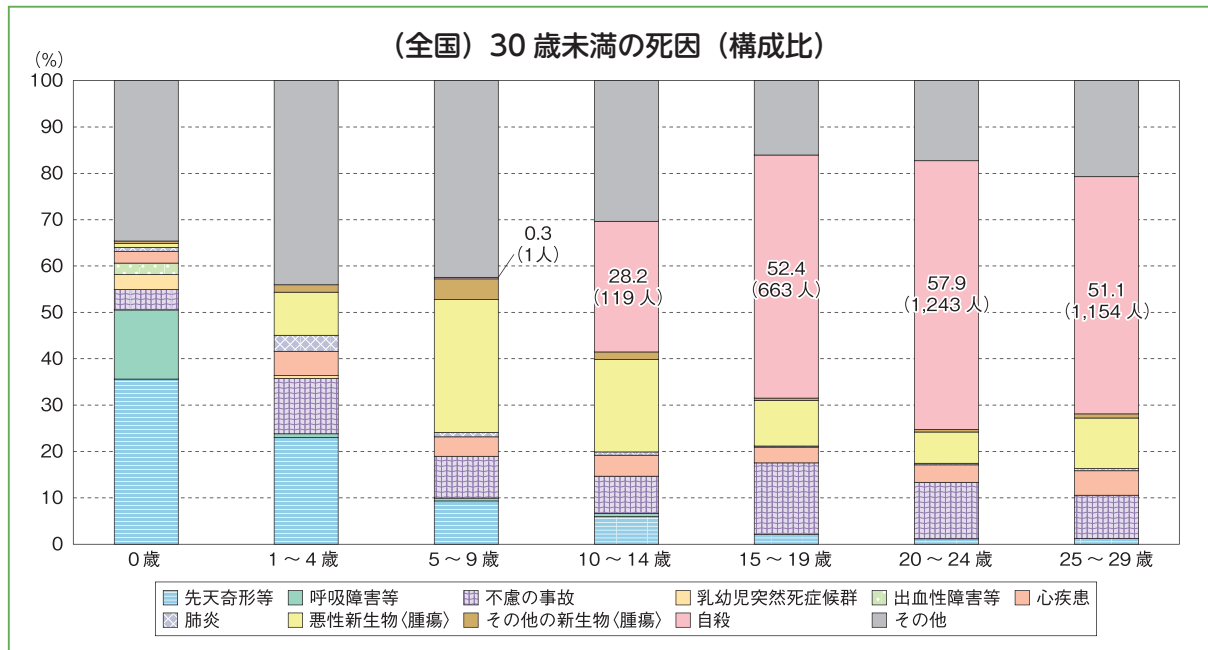


出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」



(3) 自殺

2022年の人口動態統計では、10歳から19歳までの全国の自殺者数は約800名おり、15歳から19歳までの死因の約半数を占めています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(全国・茨城県) 死亡者数のうち自殺者の割合

			死亡者数全体 (A)		うち自殺者数 (B)		自殺の割合 (B/A)	
			茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
死亡者数			37,256	1,569,050	502	21,252	1.3%	1.4%
うち 19歳 以下	0～9歳		62	2,162	0	1	0.0%	0.0%
	10～19歳		38	1,687	19	782	50.0%	46.4%

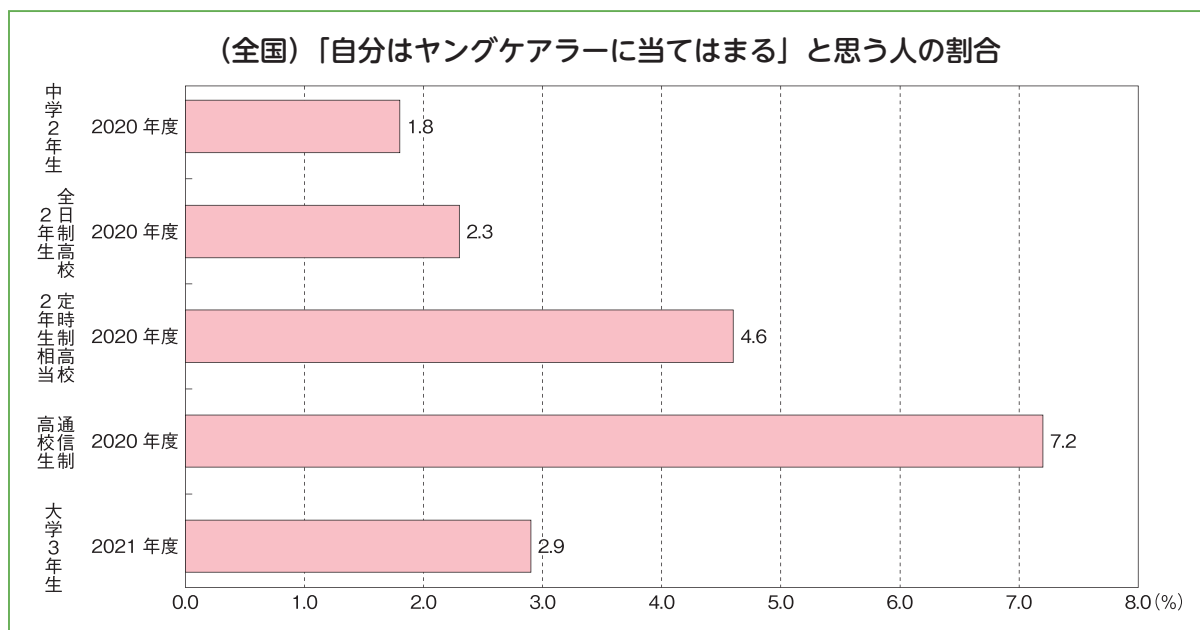
出典：厚生労働省「令和4年（2022）人口動態統計」



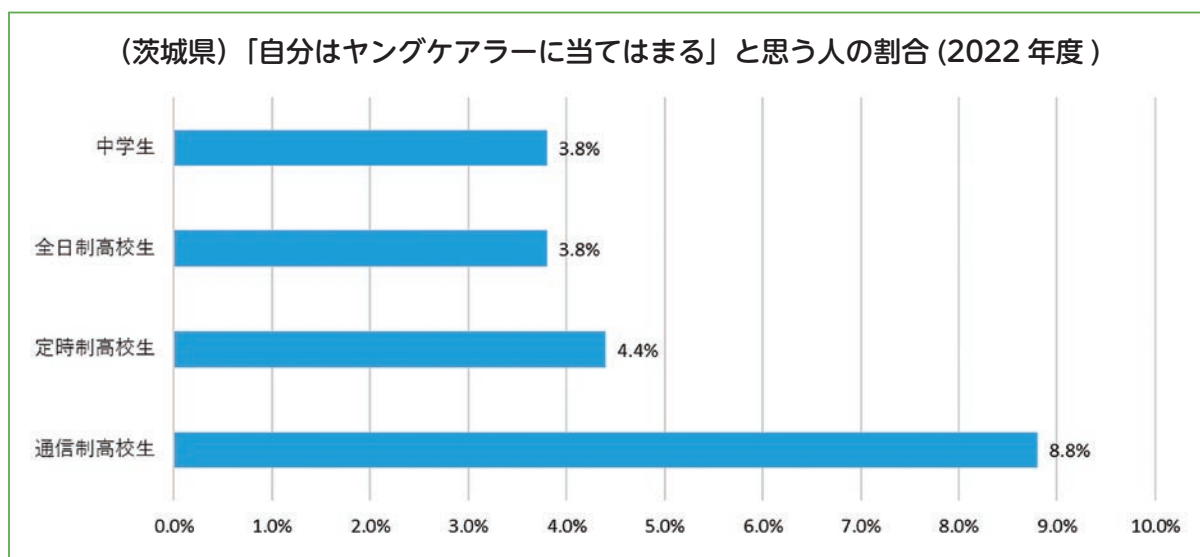
(4) ヤングケアラー※5

国の調査（2020、2021 年度）において、「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合は、中学 2 年生で 1.8%、全日制高校 2 年生で 2.3%、定時制高校 2 年生相当で 4.6%、通信制高校生で 7.2% となっています。

また、本県の調査（2022 年度）においては、中学生で 3.8%、全日制高校生で 3.8%、定時制高校生で 4.4%、通信制高校生で 8.8% となっています。



出典：こども家庭庁「令和 6 年版こども白書」



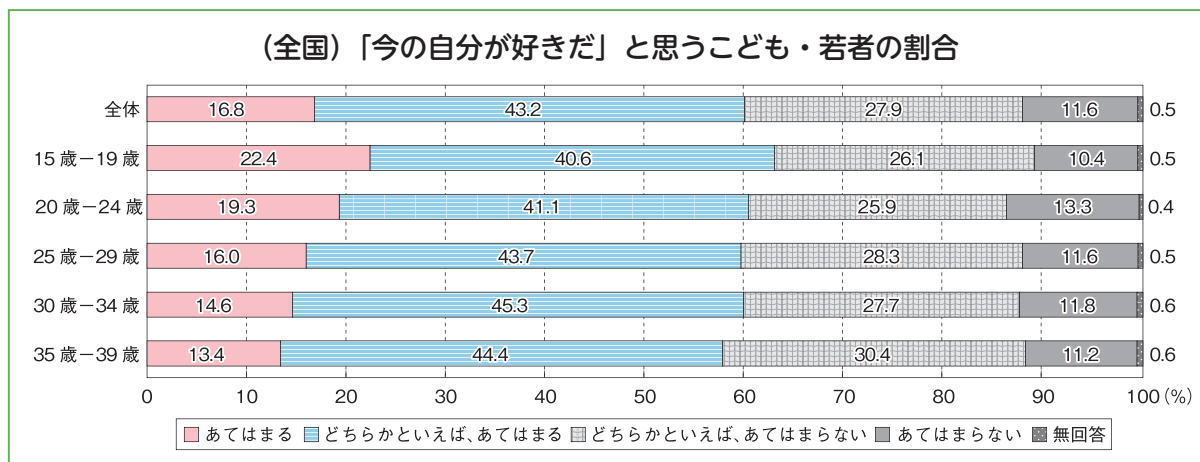
出典：「茨城県ケアラー支援推進計画（令和 5 年 3 月）」

※ 5 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者

4 自己認識・社会認識

(1) 自己認識

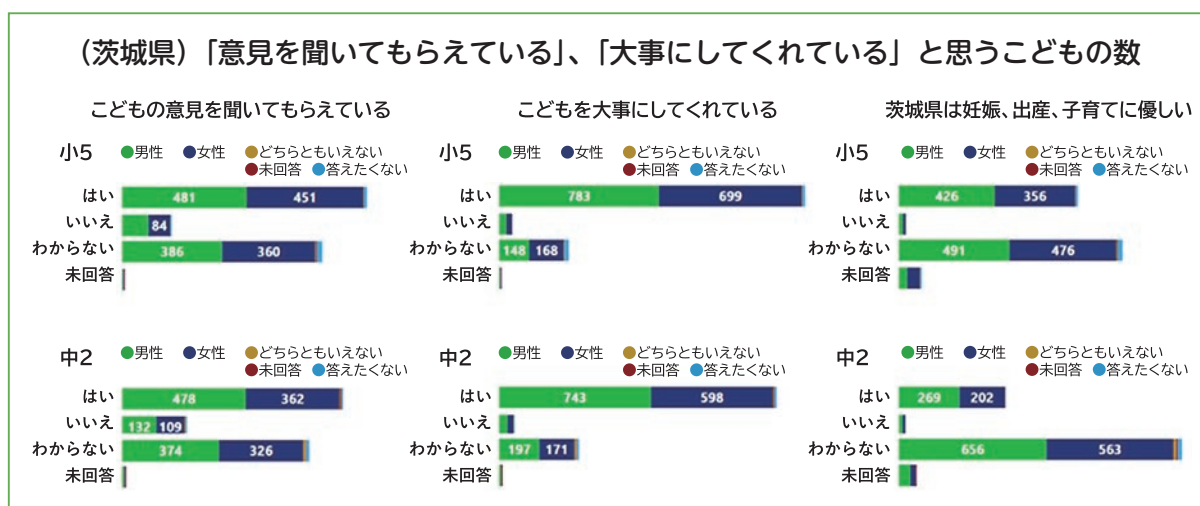
今の自分が好きかどうかの問に、「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」と思うこども・若者の割合は約 60% となっており、15 歳から 19 歳の割合が最も高くなりました。一方、年齢が高くなるにつれ、「今の自分が好きだ」と思う割合が下がる傾向にあります。



出典：こども家庭庁「令和 6 年版こども白書」

(2) 社会認識

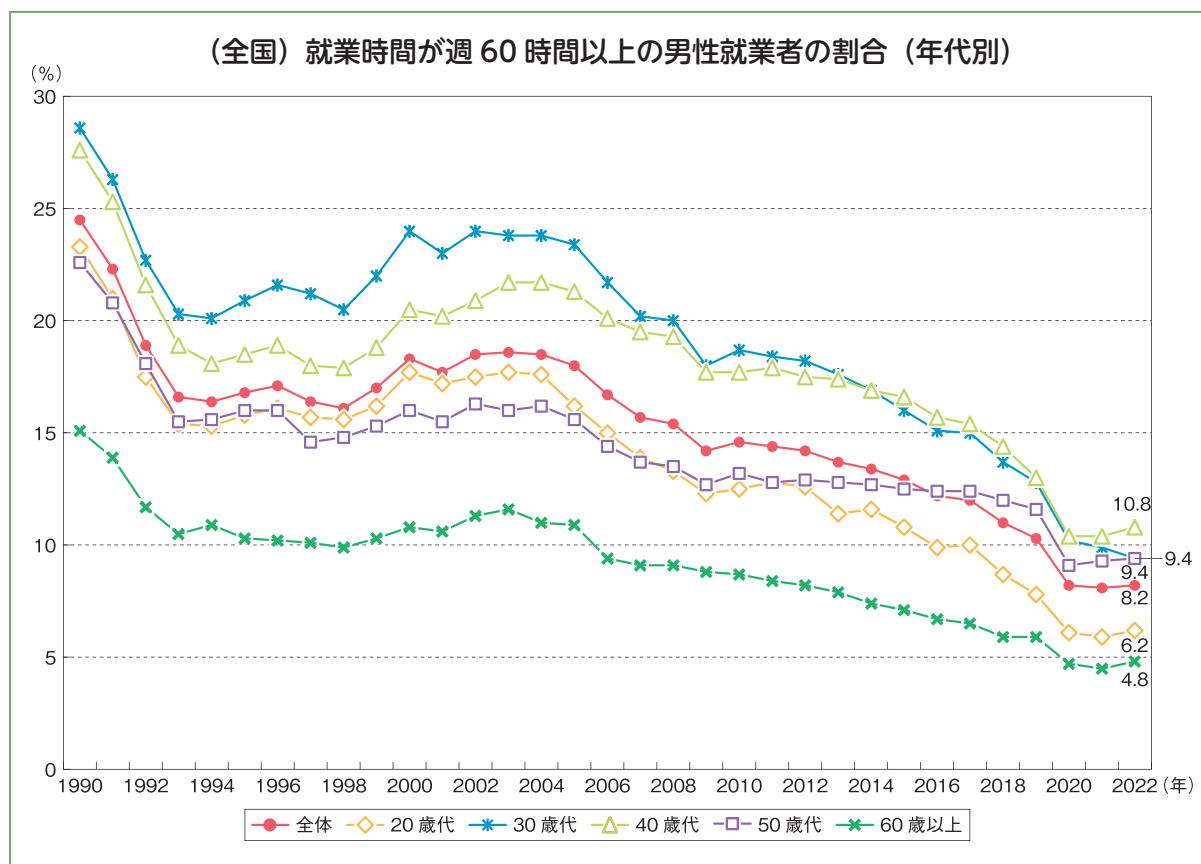
本県の小中学生に尋ねたところ、「こどもの意見を聞いてもらえている」「こどもを大切にしてくれている」と感じているこどもが多くいる一方、わからないと答えたこどもも一定数いました。また、「茨城県は妊娠、出産、子育てに優しい」と思うかの設問にはわからないと答えたこどもが多くいました。



出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023 年度）」

5 雇用・労働

週 60 時間以上の長時間労働をしている男性は、2005 年以降、減少傾向にあります。子育て世代にあたる 30 代、40 代は、それぞれ 9.4%、10.8% と他の年齢層と比べて高い水準になっています。



出典：こども家庭庁「令和 6 年版こども白書」

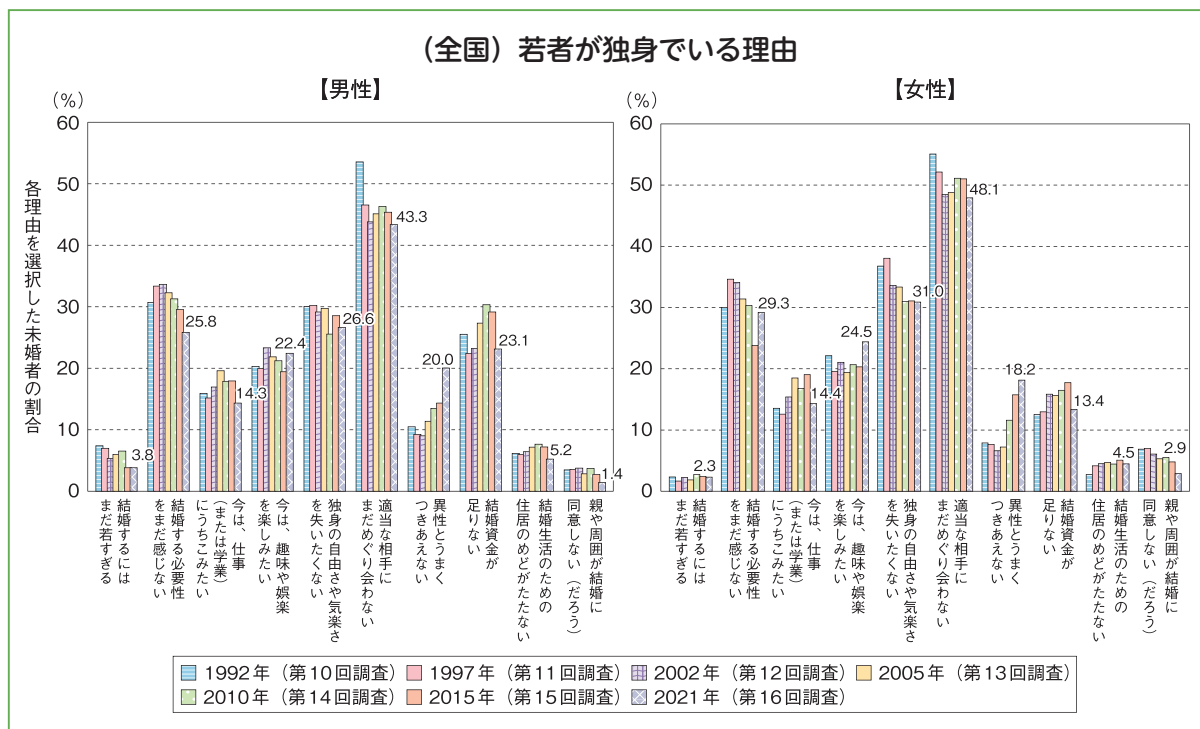


6 結婚・出産

(1) 結婚をめぐる意識等

①若者が独身でいる理由

未婚者（25～34歳）に独身でいる理由を尋ねると、2021年は男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、次に多いのが、男性では「自由さや気楽さを失いたくない」や「まだ必要性を感じない」、「結婚資金が足りない」であり、女性では「自由さや気楽さを失いたくない」や「まだ必要性を感じない」、「趣味や娯楽を楽しみたい」になっています。

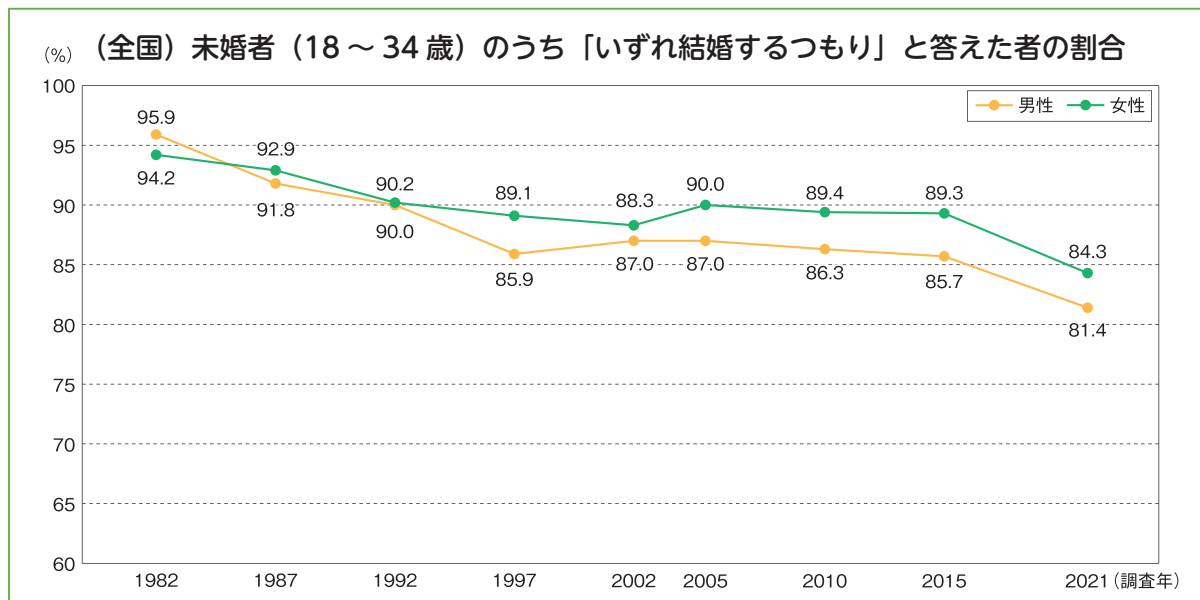


出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」



②未婚者の結婚希望

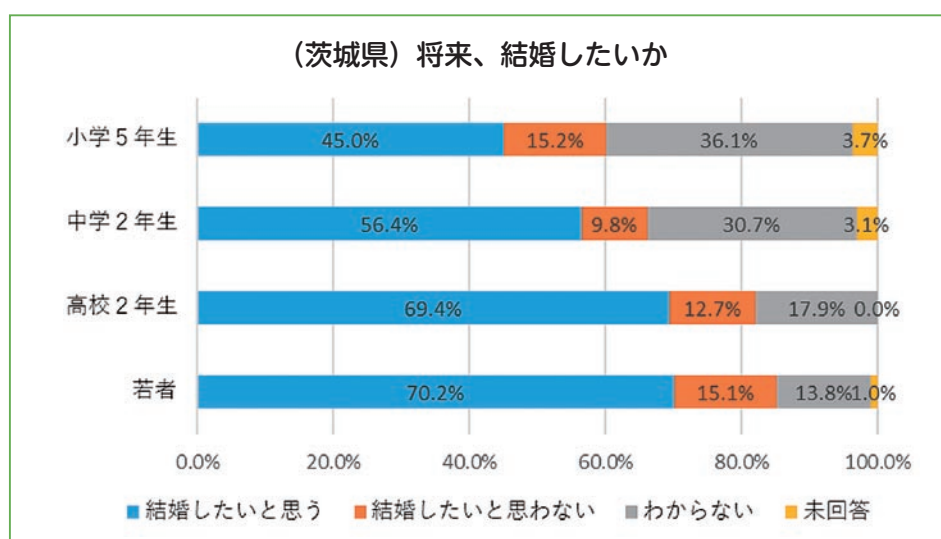
未婚者（18～34歳）のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合の推移を見ると、男女ともに若干低下しているものの、2021年の男性は81.4%、女性は84.3%となっており、依然として8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望しています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

③こどもの将来の結婚希望

本県の小学生から若者に「将来結婚したいか」と尋ねたところ、年齢が高くなるに従い「結婚したいと思う」の回答者割合が増えております。

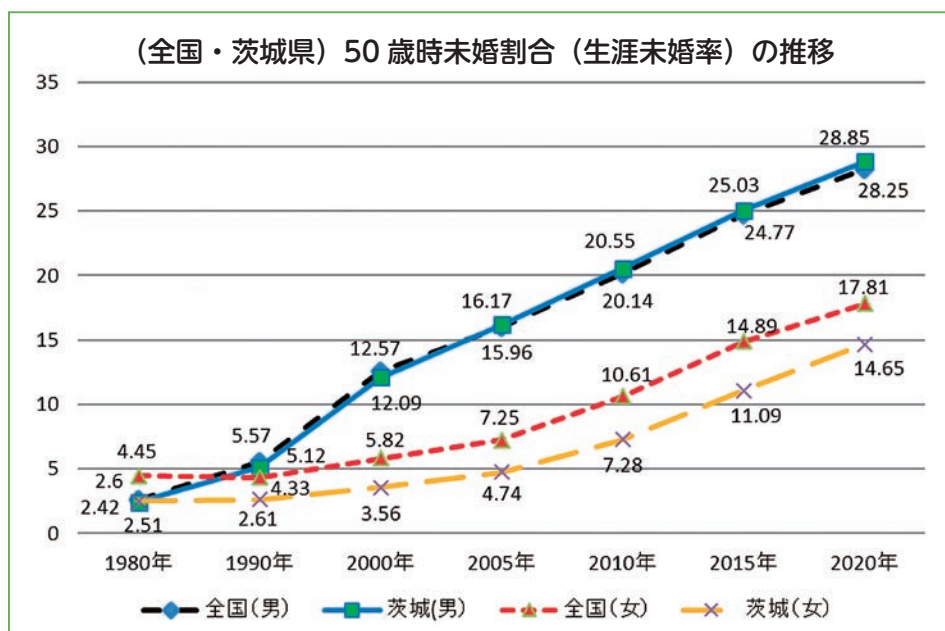


出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

(2) 未婚化・晩婚化の進行と夫婦の出生力の低下

① 50 歳時未婚割合

本県の 50 歳時未婚割合は、1980 年では、男性が 2.42%、女性が 2.51% でしたが、1990 年代から上昇傾向となり、2020 年には男性 28.85%、女性 14.65% と大幅に上昇しています。男性の方が女性より未婚割合が高く、全国を上回っています。



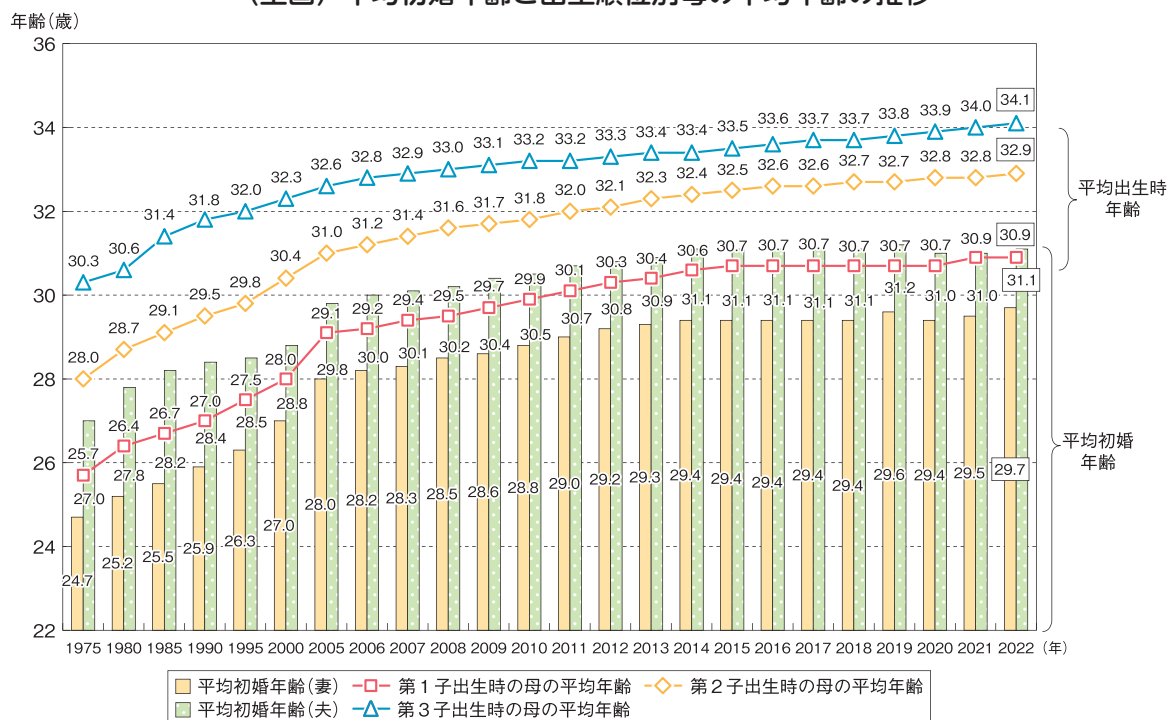
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

② 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢

平均初婚年齢の推移を見ると、夫婦ともに上昇しており、2023 年の本県では夫は 31.3 歳、妻は 29.6 歳となっています。2000 年と比較すると、夫は 2.7 歳、妻は 3.0 歳上昇しており、全国と同様の動きとなっています。

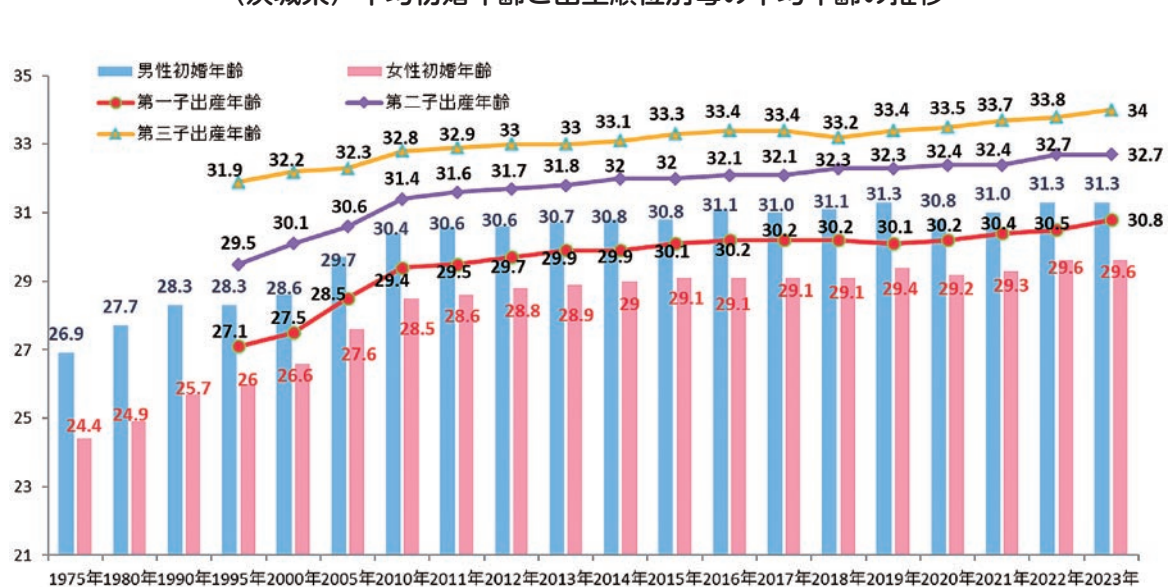
本県の第 1 子出生時の母の平均年齢は、2023 年が 30.8 歳となっており、これは 2000 年と比較して 3.3 歳上昇しています。

(全国) 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の推移



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(茨城県) 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の推移

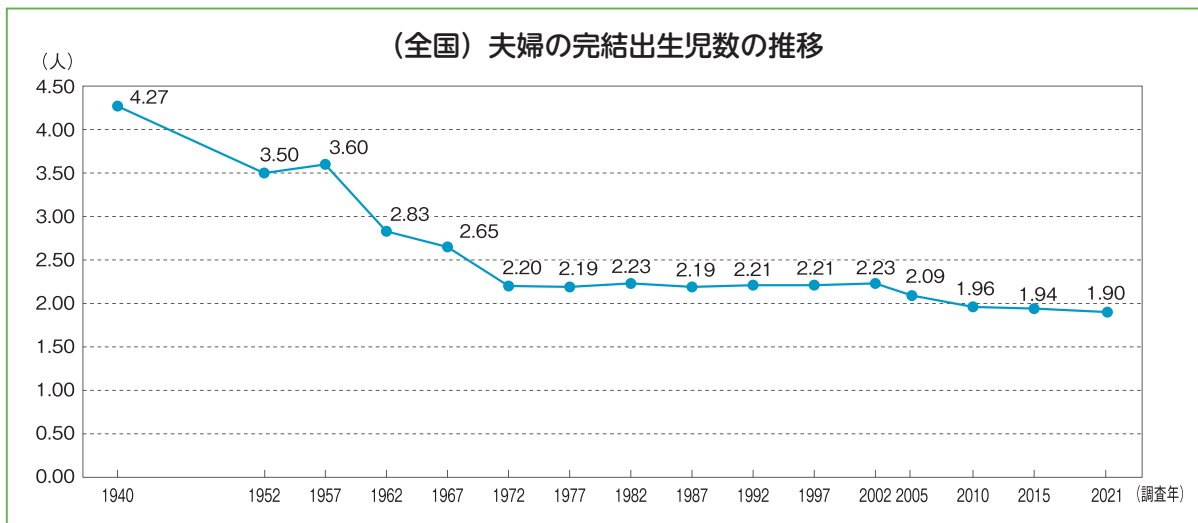


出典：厚生労働省「人口動態統計」

※出産年齢の1990年以前のデータはない。

③夫婦の完結出生児数

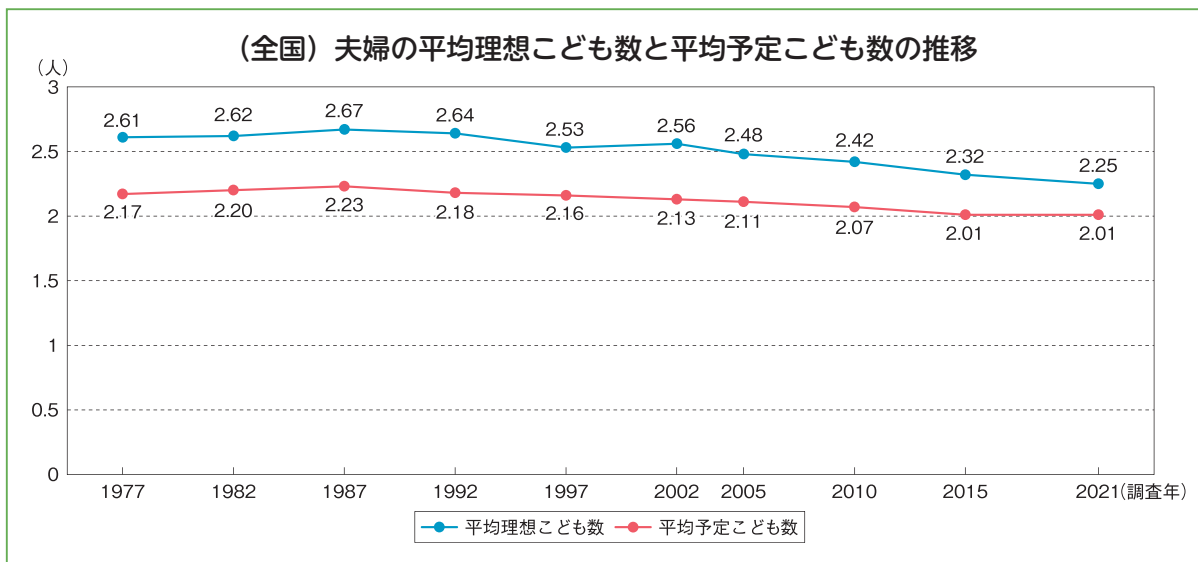
国の調査によると、夫婦（結婚持続期間 15 ～ 19 年）の最終的な出生数（完結出生こども数）は、2005 年以降、低下傾向にあり、2021 年は最低値（1.90 人）を更新しています。



出典：こども家庭庁「令和 6 年版こども白書」

④夫婦の理想のこども数と予定こども数

全国の夫婦の理想こども数と予定こども数の差は、0.24 人（2021 年）となっています。
本県で 2024 年に実施したアンケート調査における、県民の理想とするこども数と実際のこども数の差は 0.41 人であり、2020 年からほぼ横ばいに推移しています。



出典：こども家庭庁「令和 6 年版こども白書」

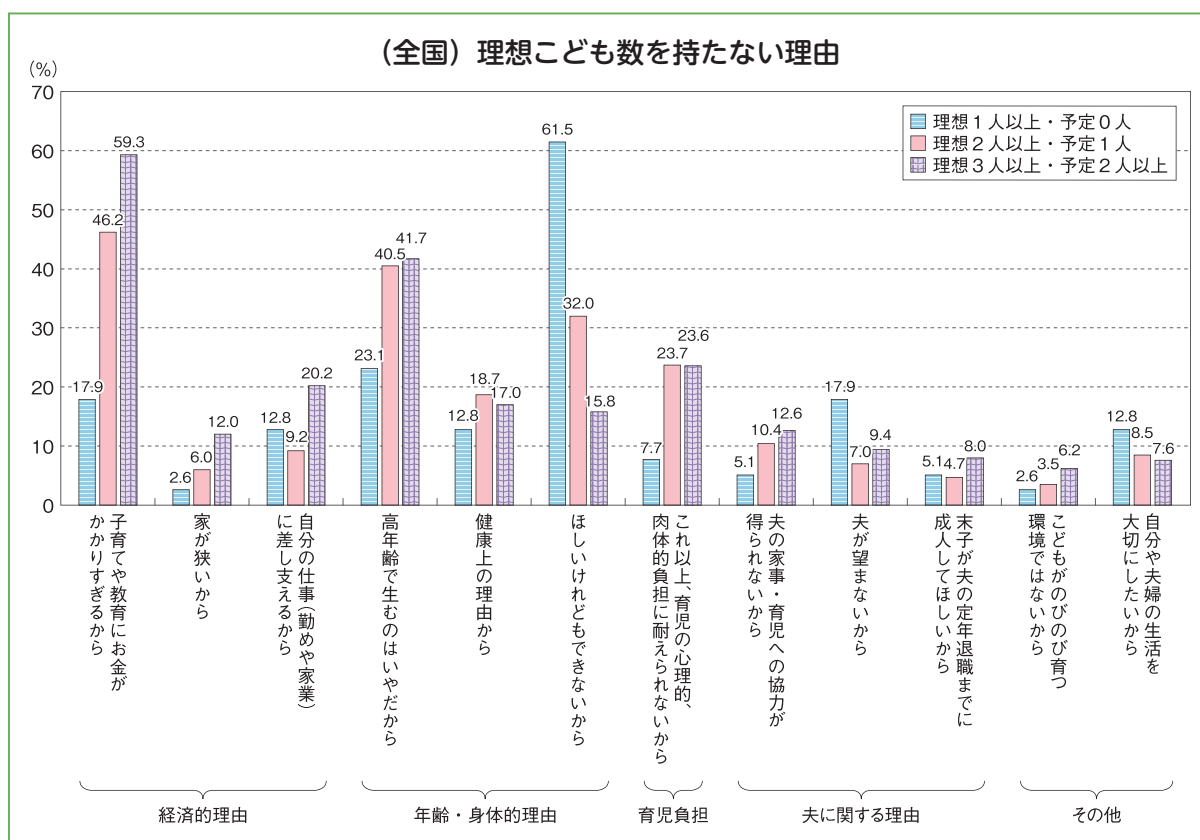
(茨城県) 理想とするこども数と実際のこども数（予定含む）の差

	2018 (H30)	2019 (R 元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
回答数	4,748 件	4,002 件	4,809 件	4,157 件	3,943 件	4,051 件	3,941 件
理想とするこども数	2.51 人	2.47 人	2.48 人	2.47 人	2.48 人	2.44 人	2.46 人
実際のこども数 (予定含む)	2.05 人	2.01 人	2.06 人	2.09 人	2.08 人	2.05 人	2.05 人
上記の差	0.46 人	0.46 人	0.42 人	0.38 人	0.40 人	0.39 人	0.41 人

出典：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」

⑤理想のこども数を持たない理由

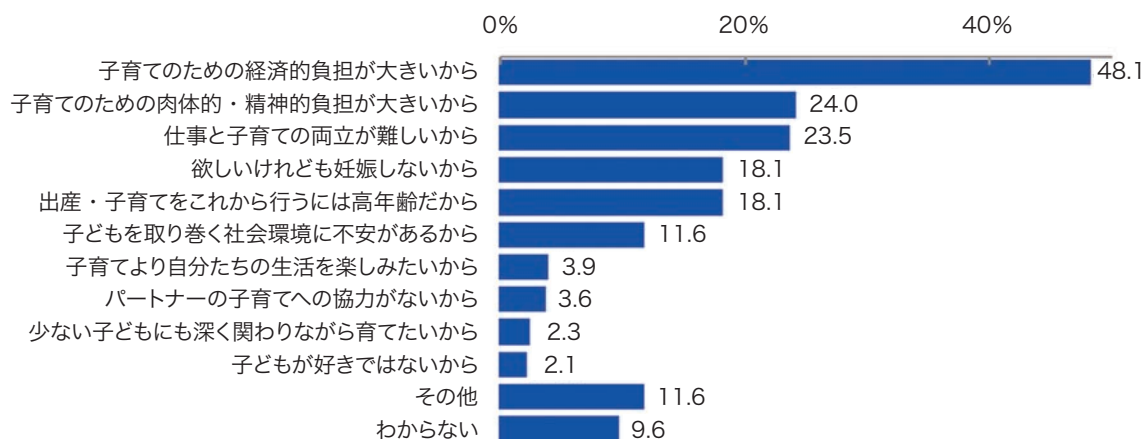
全国の予定こども数が理想とするこども数を下回る夫婦における、理想のこども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっています。特に第2子を持ちたいと思う方と第3子以降を持ちたいと思う方を比較した場合、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」の理由の差が大きくなっており、第3子以降を持ちたいという希望の実現には、これらの是正が必要と考えられます。



出典：子ども家庭庁「令和6年版こども白書」

本県の2023年のネットリサーチ調査において「理想的な子ども数より実際の子ども数が少ない理由」について尋ねたところ、「子育てのための経済的負担が大きいから」が最も多く、回答者の48.1%の方が選択しています。

(茨城県) 理想的な子ども数より実際の子ども数が少ない理由

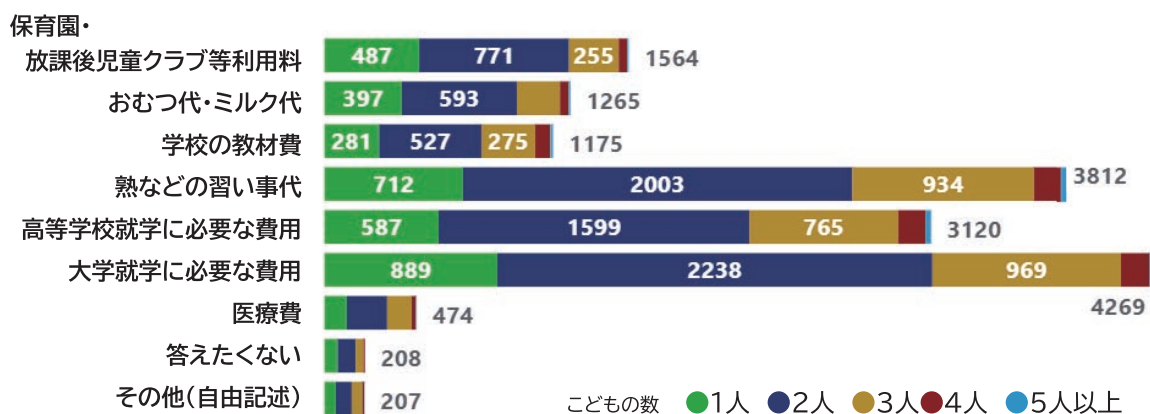


出典：茨城県「ネットリサーチ調査（2023年）」

⑥金銭面での子育ての負担

本県の未就学児から高校生の保護者に「子育ての金銭面での負担と感ずること」を尋ねたところ、「大学就学に必要な費用」と答えた方が最も多く、次いで「塾などの習い事代」「高等学校就学に必要な費用」となりました。

(茨城県) 子育ての負担（金銭面）



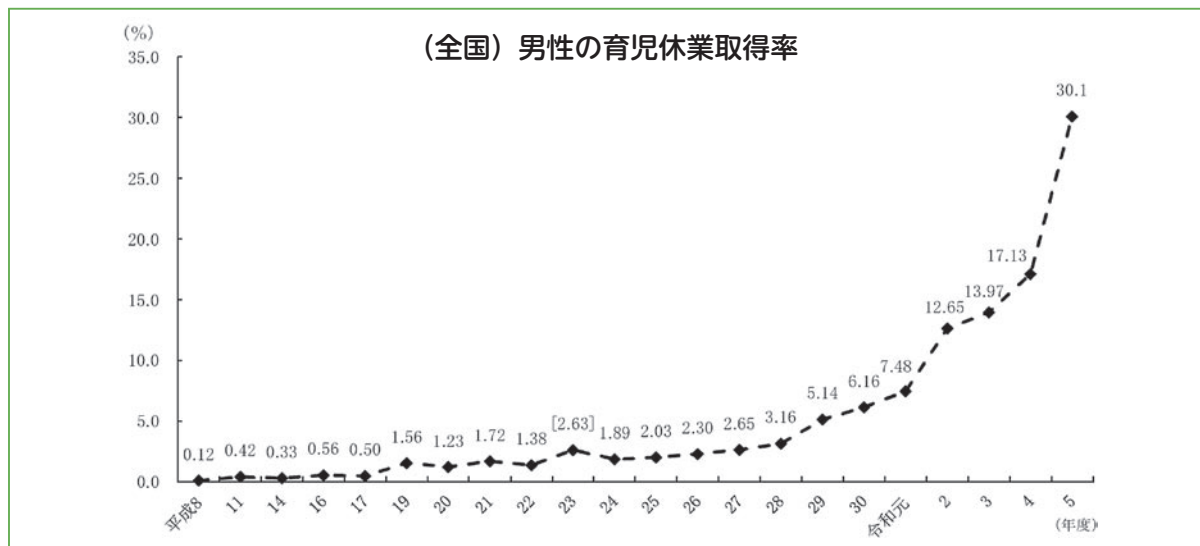
※金銭面で負担があると回答した83.1%の者に、負担と感ずることを複数回答で聞いた

出典：茨城県「子ども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

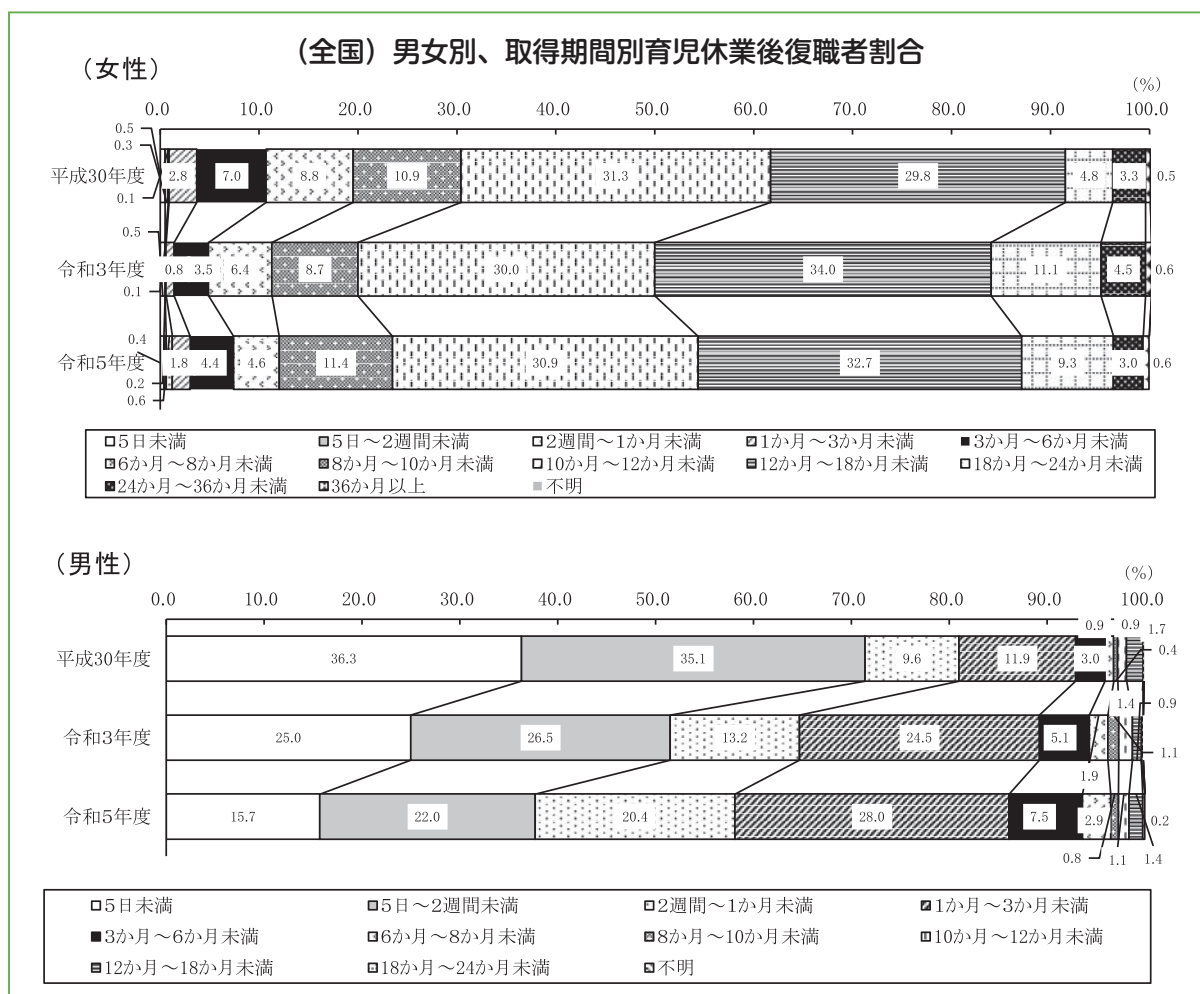
7 子育て

(1) 男性の育児休業

男性の育児休業取得率は、近年顕著に増加しており、2023年度は30.1%となっています。一方、育児休業取得期間は、女性に比べて男性の方が短くなっています。



出典：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」



出典：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」

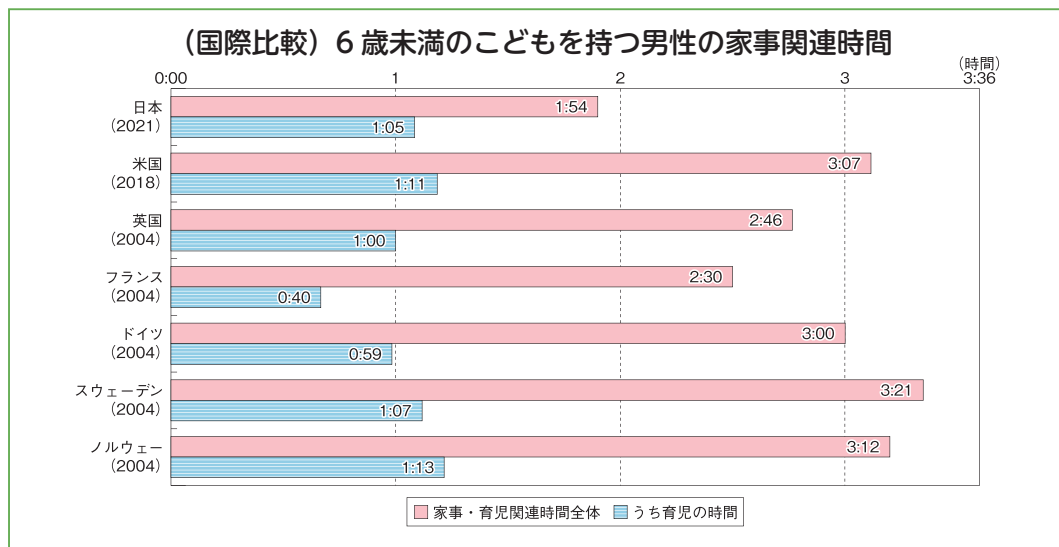
(2) 6歳未満のこどもを持つ男性の家事関連時間

6歳未満のこどもがいる世帯の1日あたりの家事・育児時間を見ると、全国で夫が95分、妻が412分、本県でも夫が85分、妻が339分であり、男女の差に大きな開きがあり、男性の家事関連時間は諸外国と比較しても少なくなっています。

(全国・茨城県) 6歳未満のこどもを持つ世帯の家事・育児時間（1日あたり）

	夫			妻			夫と妻の差
	家事	育児	合計	家事	育児	合計	
全国	30分	65分	95分	178分	234分	412分	317分
茨城県	26分	59分	85分	137分	202分	339分	254分

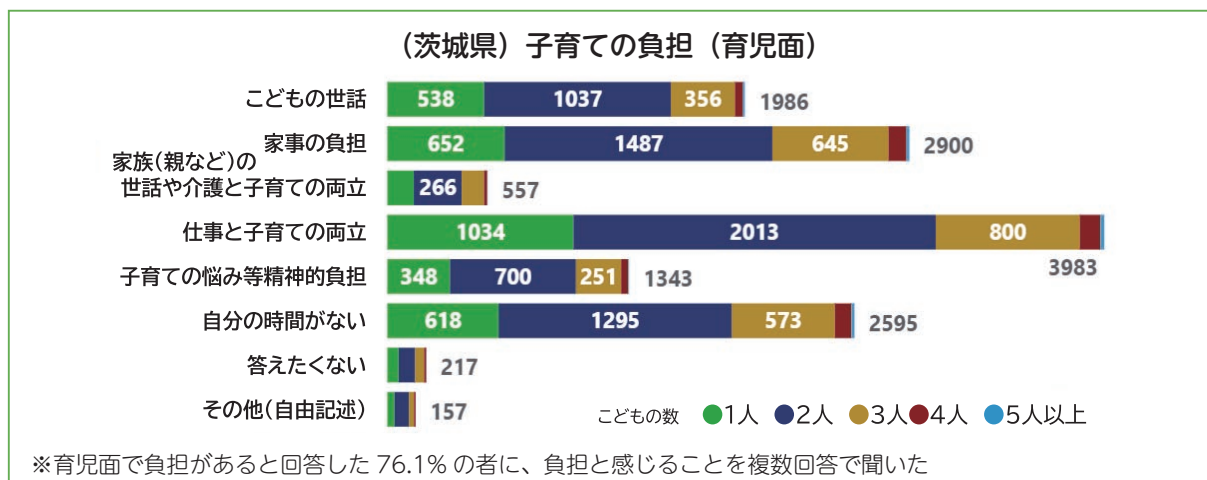
出典：総務省「令和3年社会生活基本調査」



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(3) 育児面での子育ての負担

本県の未就学児から高校生の保護者に「子育ての育児面での負担と感ずること」を尋ねたところ「仕事と子育ての両立」との回答が最も多く、次いで「家事負担」「自分の時間がない」となりました。



出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」